

# 著作権者の了解なしに利用できる場合

## 私的使用のための複製(第30条)

個人的に又は家庭内などの限られた範囲内で、仕事以外の目的で、使用する本人が複製する場合の例外規定です。(仕事に関連する場合には、下記の例外規定が適用されることもあります。)

(具体例)

- テレビで放送される映画を自分で楽しむためにダビングする場合
- インターネットでみつけたきれいな写真を自分で楽しむためにパソコンに保存する場合

## 「引用」のための複製(第32条)

発表用資料やレポートの中で他人の作品を「引用」して利用する場合の例外規定です。

(具体例)

- 先生が、研究会の発表資料を作る際に、指導の成果を解説するための素材として子どもたちの読書感想文の一節を「引用」して使う場合
- 地域産業の歴史について調べている子どもたちが、自分の考えを記述するにあたり、博物館のホームページから入手した郷土の歴史の文章の一部分を「引用」し、自らの考えを補強する場合
- ある画家の一生を取り上げた美術部の生徒が、発表資料を作る際に、表現技法の解説のため何点かの作品を「引用」して使う場合

## 教育機関でのコピー(第35条第1項)

先生や子どもたちが、授業で教材として使うために他人の作品をコピーして配布する場合の例外規定です。

(具体例)

- 先生が授業で使用するために、小説などをコピーして子どもたちに配布する場合
- 子どもたちが、「調べ学習」のために、新聞記事をコピーして、他の子どもたちに配布する場合

## 教育機関での送信(第35条第2項)

遠隔の会場を繋いで同時中継で授業を行う場合に、一方の会場で利用される他人の作品を使用した教材を他方の会場へ送信する場合の例外規定です。

(具体例)

- 一方の会場において、先生がコピーして配付した教材を他方の会場に向け、送信する場合

(参考) 教育の情報化等を推進するための著作権法の改正について

上記の同時中継の遠隔授業以外で公衆送信を行う場合、現在は原則として個別に権利者から個別に許諾が必要ですが、著作権法の改正により、今後は文化庁長官が指定する「指定管理団体」に補償金を支払うことで権利者の許諾なく行うことができるようになります。

(著作権法の一部を改正する法律(平成30年法律第30号)は平成30年5月25日に公布されました。今後、公布の日から起算して3年を越えない範囲内において政令で定める日から施行される予定です。)

(具体例)

- 対面授業の予習・復習用の資料を先生が子どもたちにメールで送信する場合
- スタジオ型の配信授業を行う場合
- オンデマンド授業で先生が講義映像や資料を子どもたちに送信する場合

### 試験問題としての複製や送信(第36条)

試験又は検定のために、他人の作品を使った入学試験問題をコピーし配布する場合及び当該試験問題をインターネットなどで送信する場合の例外規定です。

(具体例)

- 小説や社説などを用いた試験問題を出題する場合
- 小説や社説などを用いた試験問題をインターネットなどによって送信して出題する場合

### 非営利・無料の場合の上演等(第38条第1項)

学芸会、文化祭、部活動などで他人の作品を上演・演奏・口述(朗読等)・上映する場合の例外規定です。

(具体例)

- 文化祭などで、ブラスバンド部の演奏や演劇を行う場合